

事業の実績	<p>障害者差別解消法制定後、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」（同法第1条）のために、教育機関においてもしょうがい理解のための教育、啓発、研修等を行うことが求められている。本学でもそのような取り組みが進められてきた一方で、担当教員に合理的配慮の必要性が認めてもらえなかった、他の学生から尊厳を傷つけられる発言を受けた等の訴えが、「しょうがい学生との懇談会」において行われてきている。</p> <p>このような状況の中で、本事業は当事者であるしょうがい学生自身の提案を契機として、しょうがい学生と教員が協働で講座を企画・開催することにより、教育機関としての責務である学生・教職員のしょうがい理解の促進に資することができたこと、講座を企画運営しプレゼンテーションを行うことがしょうがい学生自身のエンパワーメントにつながったこと、65頁に及ぶ『報告書』を作成したことが実績である。またしょうがい学生はアルバイトをすることも難しい状況がある。本講座の企画運営の一部をアルバイトで担うことにより、就職に向けての体験の機会になることが期待される。</p>
具体的な成果	<p>①事前準備のための3回にわたる実行委員会を開催し、学生主体で講演会の企画を立案できた。</p> <p>②学生が主体となって、講師を招いて事前学習会を開催し、認識を深めた。</p> <p>③学生が主体となって、学生や教員に広報を行った。</p> <p>④学生が主体となって、当日の講演会の運営、パネラーとしての登壇を行った。</p> <p>⑤2018年11月28日2限及び3限に2回の講演会を開催し、2限目は商学部から24名、3限目は社会福祉学部から54名の参加があった。63%の参加者が「しょうがいの見方が変わった」とアンケートに回答した。</p> <p>⑥講演のテープ起こし、アンケート集計・分析、スタッフの感想を含む65頁に及ぶ『報告書』を学生主体で作成し、本学の全役職者及び事務局の全部署に配布した。</p>